

新旧対照表

○北海道立都市公園条例

新	旧
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第1章の2 配置及び規模等の基準（第1条の2・第1条の3）</u></p> <p><u>第1章の3 移動等円滑化の促進に係る特定公園施設の設置基準（第1条の4）</u></p> <p>第2章 管理（第2条―第8条）</p> <p>第2章の2 工作物等の保管の手続等（第8条の2―第8条の7）</p> <p>第3章 雑則（第9条―第15条）</p> <p>第4章 罰則（第16条―第18条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 略</p> <p><u>第1章の2 配置及び規模等の基準</u></p> <p><u>（都市公園の配置及び規模の基準）</u></p> <p><u>第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準</u> <u>は、一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とした都市公園の有する特質により道内における分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、本道の豊かな自然環境及び良好な景観に配慮しながら、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものとして容易に利用することができるように配置し、それぞれの地域特性を生かした都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とすることとする。</u></p> <p><u>（公園施設の設置基準）</u></p> <p><u>第1条の3 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。</u></p> <p><u>2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下この条において「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文及び前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p><u>3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文及び第1項の規定により認められる建築面積を超えるこ</u></p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u> （新設）</p> <p>第2章 管理（第2条―第8条）</p> <p>第2章の2 工作物等の保管の手続等（第8条の2―第8条の7）</p> <p>第3章 雑則（第9条―第15条）</p> <p>第4章 罰則（第16条―第18条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 略</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p><u>とができることとする。</u></p> <p>4 <u>政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文及び第1項又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p>5 <u>政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文及び第1項又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p>	
<p style="text-align: center;"><u>第1章の3 移動等円滑化の促進に係る特定公園施設の設置基準</u></p>	(新設)
<p><u>第1条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13条第1項に規定する条例で定める移動等円滑化のために必要な特定公園施設(同法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。次項及び別表第1において同じ。)の設置に関する基準は、同表のとおりとする。</u></p>	
<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、同項の規定による基準によらないことができる。</u></p>	
<p>第2章 管理</p>	<p>第2章 管理</p>
<p>第2条・第2条の2 略</p> <p>(利用の期間及び時間)</p>	<p>第2条・第2条の2 略</p> <p>(利用の期間及び時間)</p>
<p>第2条の3 公園施設であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものの利用の期間及び時間は、<u>別表第1の2</u>のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用の期間又は時間を変更することができる。</p>	<p>第2条の3 公園施設であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものの利用の期間及び時間は、<u>別表第1</u>のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用の期間又は時間を変更することができる。</p>
<p>第3条～第8条 略</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 工作物当の保管の手続等</p>	<p>第3条～第8条 略</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 工作物当の保管の手続等</p>
<p>第8条の2～第8条の7 略</p> <p style="text-align: center;">第3章 雑則</p>	<p>第8条の2～第8条の7 略</p> <p style="text-align: center;">第3章 雑則</p>
<p>第9条 略</p> <p>(使用料)</p>	<p>第9条 略</p> <p>(使用料)</p>

新	旧
<p>第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、使用料を納めなければならない。</p>	<p>第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、使用料を納めなければならない。</p>
<p>2 前項の使用料の額は、<u>別表第1の3</u>の範囲内で、規則で定める。</p>	<p>2 前項の使用料の額は、<u>別表第1の2</u>の範囲内で、規則で定める。</p>
<p>第11条～第15条 略</p>	<p>第11条～第15条 略</p>
<p>第4章 罰則</p>	<p>第4章 罰則</p>
<p>第16条～第18条 略</p>	<p>第16条～第18条 略</p>
<p>附則 略</p>	<p>附則 略</p>
<p><u>別表第1（第1条の4関係）</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>1 園路及び広場</p> <p><u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p>ア <u>幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p>イ <u>車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</u></p> <p>ウ <u>出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p>エ <u>オに規定する場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。</u></p> <p>オ <u>地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、(5)に定める構造の傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）併設すること。</u></p> <p>カ <u>表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p>(2) <u>通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p>ア <u>幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむ</u></p>	

新	旧
<p><u>を得ない場合は、通路の末端の付近及び区間 50メートル以内ごとに2人の車椅子使用者がすれ違うことのできる広さの場所を設けた上で、140センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p><u>イ ウに規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</u></p> <p><u>ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、(5)に定める構造の傾斜路又は車椅子使用者の円滑な利用に適した構造の昇降機を併設すること。</u></p> <p><u>エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</u></p> <p><u>オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</u></p> <p><u>カ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>キ 排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。</u></p> <p><u>ク 視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 11 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び同令第 21 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせたもの ((6)及び4の事項(1)イ(キ)において「視覚障害者誘導用ブロック」という。)を床面に敷設すること。</u></p> <p><u>ケ 必要に応じ、手すりを設けることとし、当該手すりの必要な箇所において通路の通ずる場所を示す点字表示を行うこと。</u></p> <p><u>コ 便所等公園内の建築物の出入口の付近は、平坦とすること。</u></p> <p><u>(3) 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>ア 幅は、150 センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられる場合にあっては、当該手すりの幅のうち 10 センチメートルを限度として、当該手すりがないものとみなして算定することができる。</u></p> <p><u>イ 蹴あげの寸法は、16 センチメートル以下とすること。</u></p> <p><u>ウ 踏面の奥行き寸法は、30 センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>エ 蹴込みの寸法は、2センチメートル以下とすること。</u></p> <p><u>オ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u></p>	

新	旧
<p><u>カ 手すりの端部の付近その他必要な箇所において階段の通ずる場所を示す点字表示を行うとともに、当該端部が突出しない構造とすること。</u></p> <p><u>キ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ク 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>ケ 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとし、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けられていない構造のものであること。</u></p> <p><u>コ 縁端は、つえが脱落しないよう壁面とし、又は5センチメートル以上立ち上げること。</u></p> <p><u>(4) 階段を設ける場合は、(5)に定める構造の傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。</u></p> <p><u>(5) 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>ア 幅は、150センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、120センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p><u>イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。</u></p> <p><u>ウ 横断勾配は、設けないこと。</u></p> <p><u>エ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路である場合にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合に当該交差又は接続する部分についても、同様とする。</u></p> <p><u>カ 高さが16センチメートルを超える傾斜がある場合には、手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>キ 手すりの端部の付近その他必要な箇所において傾斜路の通ずる場所を示す点字表示を行うとともに、当該端部が突出しない構造とすること。</u></p> <p><u>ク 縁端は、つえ、車椅子のキャスター等が脱落しないよう壁面とし、又は5センチメートル以上立ち上げること。</u></p> <p><u>ケ その踊場及び当該傾斜路に接する通路等との色の輝度比が大きいこと等によりこれらと識別しやすいものとする。</u></p>	

新	旧
<p>(6) <u>高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</u></p> <p>(7) <u>2の事項から7の事項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。</u></p> <p><u>2 屋根付広場</u></p> <p><u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p>ア <u>幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p>イ <u>ウに規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</u></p> <p>ウ <u>地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の事項(5)に定める構造の傾斜路を併設すること。</u></p> <p>(2) <u>車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</u></p> <p><u>3 休憩所及び管理事務所</u></p> <p>(1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>ア <u>出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p>(ア) <u>直接地上に通ずる出入口にあつては、幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p>(イ) <u>直接地上に通ずる出入口以外のものにあつては、幅は、90センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(ウ) <u>(エ)に規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</u></p> <p>(エ) <u>地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の事項(5)に定める構造の傾斜路を併設すること。</u></p> <p>(オ) <u>戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p>	

新	旧
<p>a <u>(ア)本文に規定する出入口の戸にあつては、幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書に規定する場合の出入口の戸にあつては、90センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p>b <u>(イ)に規定する出入口の戸にあつては、幅は、90センチメートル以上とすること。</u></p> <p>c <u>自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。</u></p> <p>d <u>当該戸にガラスを使用するときは、安全な材質を使用すること。この場合において、全面をガラスとするときは、視覚障害者等の衝突を防止するための措置を講ずること。</u></p> <p>イ <u>カウンター又は記載台を設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすくするための空間を有する構造のものとする。</u></p> <p>ウ <u>車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</u></p> <p>エ <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、6の事項(2)から(6)までの基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>(2) (1)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、(1)中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 野外劇場及び野外音楽堂</p> <p><u>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>ア <u>出入口は、2の事項(1)の基準に適合するものであること。</u></p> <p>イ <u>出入口とウに規定する車椅子使用者用観覧スペース及びエの便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、90センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p><u>(イ) (ウ)に規定する場合を除き、車椅子使用者</u></p>	

新	旧
<p><u>が通過する際に支障となる段がないこと。</u></p> <p><u>(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の事項(5)に定める構造の傾斜路を併設すること。</u></p> <p><u>(エ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</u></p> <p><u>(オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</u></p> <p><u>(カ) 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>(キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</u></p> <p><u>ウ 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合にあっては当該収容定員に50分の1を乗じて得た数（その数が2未満である場合には、2とする。）以上、収容定員が200を超える場合にあっては当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（(2)において「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。</u></p> <p><u>エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、6の事項(2)から(6)までの基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>(2) 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>ア 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは140センチメートル以上であること。</u></p> <p><u>イ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がなく、かつ、その床が水平であること。</u></p> <p><u>ウ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。</u></p> <p><u>(3) (1)及び(2)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。</u></p> <p><u>5 駐車場</u></p> <p><u>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下のときは当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超えるときは当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上</u></p>	

新	旧
<p><u>上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（(2)において「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>イ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。</u></p> <p><u>ウ 建築物又はその敷地に設ける(1)の駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合にあつては、当該車椅子使用者用駐車施設から当該建築物における多数の者の利用に供する居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けるとともに、屋根を設ける等積雪又は通路の凍結に配慮するほか、必要に応じ当該建築物の出入口までの経路について誘導標示を行うこと。</u></p> <p><u>エ (1)の駐車場（ウに規定する場合を除く。）に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合にあつては、当該駐車場の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設け、かつ、その通路は、1の事項(2)ア、カ及びキ並びに(3)に定める構造とすること。この場合において、通路に高低差があるときは、同事項(5)に定める構造の傾斜路又は車椅子使用者の円滑な利用に適した構造の昇降機を設けることとし、当該車椅子使用者が利用可能な昇降機の出入口に接する部分は、水平とすること。</u></p> <p><u>6 便所</u></p> <p><u>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>ア 床の表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。</u></p> <p><u>ウ イの規定により設けられる小便器には、手すり</u> <u>が設けられていること。</u></p> <p><u>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられている</u></p>	

新	旧
<p><u>こと。</u></p> <p><u>イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</u></p> <p><u>(3) (2)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(イ) (ウ)に規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</u></p> <p><u>(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、1の事項(5)に定める構造の傾斜路を併設すること。</u></p> <p><u>(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。</u></p> <p><u>(オ) 必要に応じ、点字により男子用又は女子用の別及び便所の構造を示した案内板その他の設備を設けること。</u></p> <p><u>(カ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>a 幅は、90センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>b 自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。</u></p> <p><u>イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</u></p> <p><u>(4) (2)アの便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</u></p> <p><u>イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</u></p> <p><u>ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</u></p> <p><u>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具及び非常用の呼出装置が設けられていること。</u></p> <p><u>(5) (3)ア(ア)及び(カ)並びにイの規定は、(2)アの便房について準用する。</u></p> <p><u>(6) (3)ア(ア)から(ウ)まで及び(カ)並びにイ並びに(4)イからエまでの規定は、(2)イの便所について準用する。この場合において、(4)イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。</u></p>	
<p><u>7 水飲場及び手洗場</u></p> <p><u>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。</u></p>	

新	旧
<p><u>(2) (1)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。</u></p> <p>8 標識及び揭示板</p> <p><u>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>ア <u>高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとし、かつ、必要に応じ、点字表示を行い、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</u></p> <p>イ <u>当該標識に表示された内容が容易に識別できるものであること。</u></p> <p>ウ <u>当該標識は、1の事項(1)に定める構造の園路及び広場の出入口の付近のほか、園内の要所に設けること。</u></p> <p><u>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する揭示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>ア <u>高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</u></p> <p>イ <u>当該揭示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。</u></p>	
別表第1の2 略	別表第1 略
別表第1の3 略	別表第1の2 略
<p>別表第2（第12条の2関係）</p> <p>1～7 略</p> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 平日に屋内競技場又は屋外競技場を全部利用する場合であって別表第1の2に定める利用の時間を超過し、又は繰り上げて利用するときのその利用に係る利用料金の上限額は、当該利用時間（利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。）1時間につき、午後9時から午前7時までの利用にあつては夜間の全部利用に係る利用料金の上限額に0.25を乗じて得た額とし、午前7時から午前9時までの利用にあつては基本料金に0.25を乗じて得た額とする。</p> <p>5～7 略</p>	<p>別表第2（第12条の2関係）</p> <p>1～6 略</p> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 平日に屋内競技場又は屋外競技場を全部利用する場合であつて別表第1に定める利用の時間を超過し、又は繰り上げて利用するときのその利用に係る利用料金の上限額は、当該利用時間（利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。）1時間につき、午後9時から午前7時までの利用にあつては夜間の全部利用に係る利用料金の上限額に0.25を乗じて得た額とし、午前7時から午前9時までの利用にあつては基本料金に0.25を乗じて得た額とする。</p> <p>5～7 略</p>
別表第3～別表第8 略	別表第3～別表第8 略

